

随意契約事務ガイドライン

地方自治体の契約は一般競争入札が原則です。随意契約はあくまでも例外的な契約方法であることを理解したうえで、事務を進めてください。

令和7年10月
会津若松市総務部契約検査課

【目次】

1	趣旨・目的	P1
2	対象	P1
3	発注方式と随意契約	P1
	(1) 原則は「一般競争入札」	
	(2) 例外規定である「随意契約」	
	(3) 一者随意契約とは	
4	施行令第167条の2第1項各号の考え方等	P4
	(1) 少額の契約	
	(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約	
	(3) 特定随契・障がい者支援施設等又はシルバー人材センターとの契約	
	(4) 特定随契・新規事業開拓者からの買入れ等	
	(5) 緊急執行	
	(6) 競争入札に付すことが不利な契約	
	(7) 著しく有利な価格による契約	
	(8) 入札者又は落札者がいないとき	
	(9) 落札者が契約を締結しないとき	
5	随意契約の事務手順	P18
	(1) 契約方法選択のフロー図	
	(2) 見積合せ	
	① 予算の積算及び計上	
	② 見積執行伺	
	③ 契約締結及び結果の公表	
	(3) 一者随意契約	
	① 予算の積算及び計上	
	② 見積執行伺	
	③ 契約締結及び結果の公表	
	(4) 特定随意契約の場合	
6	随意契約における留意点	P20
【参考資料】		
	参考1：随意契約理由書作成のポイント	P21
	参考2：国における随意契約関連規定	P23

1 趣旨・目的

地方公共団体が締結する契約は、①競争性、②透明性、③公平性、④経済性、⑤品質の確保が求められており、これらを兼ね備えた契約がより適正な契約と言えます。

また、地方自治法（以下「自治法」という。）は一般競争入札を原則としており、随意契約は地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項各号に該当する場合に限り行うことができる例外的な契約手法です。

本指針は、本市における契約の締結にあたり、例外的な契約手法である随意契約を選択することが適切か否か、各部局・各課において個別具体的に判断する際の指針とするため、施行令の標準的な解釈を示すものです。

2 対象

本市が締結する契約すべてを対象とします。

3 発注方式と随意契約

(1) 原則は「一般競争入札」

地方公共団体が締結する契約は、地方自治法第 234 条第 2 項の規定により一般競争入札によることが原則とされています。

【地方自治法】

（契約の締結）

第 234 条 売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

本市の発注方式の取扱区分

発注方式	説明
制限付一般競争入札	公告により参加者を募集し、最も有利な価格を提示した者を選定（通常は価格競争。建設工事の総合評価落札方式では価格と価格以外の要素について評価を行う。）してその者と契約を締結する方式。
指名競争入札	市入札参加資格を有する者の中から、複数の参加者を指名し、それらの者に入札の方式によって価格競争させ、最も有利な価格を提示した者を選定し、その者と契約を締結する方式。

公募型指名競争入札	公告により入札参加希望者を募集し、当該希望者の資格審査を行ったうえで指名業者を決定し、それらの者に入札の方式によって価格競争をさせ、最も有利な価格を提示した者を選定し、その者と契約を締結する方式。 入札参加者を公募することが望ましく、通常の業務に比して高い専門性等が求められる業務で、入札参加者について入札前に資格、施行能力等の事前確認が必要な業務に適用。
随意契約	
見積合わせ	随意契約の場合にあっても一定程度の競争性を確保し、有利な価格で契約するため、複数者から見積書を徴し、最も安価な見積書を提示した者と契約を締結する方式。 指名競争入札の手続を簡略化し行う（参加者が入札会場に一同に<u>会することがない</u>点が、指名競争入札と大きく異なる。）。
一者随意契約（一者随契）	「契約の相手方となるべき者が事実上１者しかいない場合」や「予定価格が少額の場合」等（財務規則第137条第１項参照）に<u>１者を選定し、見積書を徴して契約する方式。</u>
プロポーザル方式	一定の条件を満たす参加者を公募等し、当該業務に係る企画提案等を受け、ヒアリング等を実施した上で審査を行い、当該業務の履行に最適な者を決定する方式。決定後、当該事業者と一者随意契約（２号随意契約。後述）を行うこととなる。 価格のみの競争では業務の目的が達成できない業務（優れた提案を活用することで、より優れた品質又はサービス提供が期待できる業務、又は高度な技術力、豊かな創造性又は専門的な知識経験を必要とする業務）に限り適用。

(2) 例外規定である「随意契約」

随意契約は、施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に限り、入札に付さずに契約を締結することが可能な、例外的な方法です。

(1)の取扱区分の表のとおり、本市では、随意契約の場合にあっても可能な限り競争性を確保するため、随意契約を「見積合わせ」と「一者随意契約」に分け、予定価格が一定金額以上である場合は、「見積合わせ」を行うこととしています。

※詳細は、参考資料1「契約内容別・予定価格別の発注方法」を参照してください。

(3) 一者随意契約とは

予定価格が10万円未満の場合や自治法第234条第2項の規定により随意契約が可能な場合で、特定の相手方でなければ契約の目的が達成されない場合や履行可能な業者が当該相手方に限られる場合等に、特定の一者を選定して契約するものです。

契約にあたっては、特定の相手方を選定する理由を明確にし、市民の信頼を損なうことのないよう十分留意しなければなりません。

特に、「使いやすい」や「履行実績（経験、能力等）」を理由に、競争の方法によらず、特定の相手方と一者随意契約を締結することは、競争性や公平性を損なうおそれがあることから、厳に慎んでください。

【地方自治法施行令】

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) （概要）障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき。☞詳細後述
- (4) （概要）地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。☞詳細後述
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。

2～4項 略

4 施行令第167条の2第1項各号の考え方等

随意契約によることができる場合として定められた、施行令第167条の2第1項第1号から第9号までについて、各号の基本的な考え方を以下に示します。

ただし、契約の対象となる事案は多岐多様にわたるものであり、随意契約が可能な案件は以下に示す事例に限定されるものではなく、随意契約を選択するか否かは、個々の内容、性質及び目的の他、経済性、緊急性等を総合的に検証し、慎重に判断することとなります。

(1) 少額の契約（施行令第167条の2第1項第1号）

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

本号は、契約事務の簡素化のため、予定価格が少額のものについては入札（制限付一般競争入札や指名競争入札）に付きなくても契約を可能とするというものです。

【会津若松市財務規則】

（随意契約による場合の予定価格の限度額）

第134条 施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 2,000,000円
- (2) 財産の買入れ 1,500,000円
- (3) 物件の借入れ 800,000円
- (4) 財産の売払い 500,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げる以外のもの 1,000,000円

● 留意点

- ① 「財産の買入れ」には、不動産、動産の有体財産のみならず特許権等の無体財産も含む。直ちに消耗する食料や賄材料、電気等は、財産の形成・保持ができないため、財産の買入れには該当しません。
- ② 「物件の借入れ」は、土地、建物、機械等の物件の賃借（リースを含む。）契約が該当します。
- ③ 複数年契約の場合、全契約期間に係る契約総額により判断します。
- ④ 本号を適用する場合にあっても、競争性を確保するため、一者随意契約ではなく、見積合わせの実施が原則です。
- ⑤ 財務規則第137条第1項の規定により、一者随意契約が可能とされる予定価格である場合は、第2号以下の随意契約理由に該当する場合にあっても、第1号を優先して適用します。

【財務規則】

（見積書の徴取）

第137条 契約権者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1） 予定価格が10万円未満の契約を締結するとき。
- （2） 予定価格が20万円未満の修繕に係る契約を締結するとき。
- （3） 予定価格が50万円未満の少額工事（会津若松市少額工事事務処理要領（平成31年2月18日決裁）に定める少額工事をいう。以下同じ。）に係る契約を締結するとき。
- （4） 予定価格50万円以下の電力供給に係る契約を締結するとき。
- （5） 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定されるとき。
- （6） 前各号に定めるもののほか、市長が、2人以上の者から見積書を徴することが困難であるか又は必要がないと認めるとき。

2（略）

【参考】『地方公共団体契約事務ハンドブック』より

Q. 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約における令第167条の2第1項第1号は、同項第2号以下の各号に該当する場合は適用がないと解してよいか。

A. （略）第1号及び第2号以下の各号の両者に該当する場合はあれば、第1号が適用されるものである。

(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約（施行令第167条の2第1項第2号）
→「2号随意契約」

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

本号は、一者随意契約の場合に多く適用されていますが「当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能か否か」について、十分な検討を行った上で適用しなければなりません。なお、随意契約適用の判断については、「契約の内容等により個別にすべき」旨の判例が示されています。

【最高裁判例】（昭和62年3月20日）

（施行令第167条の2第1項に該当するか否かは）契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該**契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきもの**と解するのが相当である。

● 留意点

- ① 本号を適用する場合の契約相手方については、唯一性が求められます。
- ② 本号適用の理由として「業務に精通」「納入実績」「使い勝手が良い」は唯一性の証明とはなりません。
- ③ 本市の入札参加資格登録者を対象として対象となる契約の履行の可否に関する調査を実施した結果、履行能力を有する相手方が一者のみとなった場合は本号の対象となります（その際、挙証資料を保存すること。）。

● 想定される類型

本号の適用が想定される事例を次に示します。

Case 1	国、他の地方公共団体又は特殊法人との契約
Case 2	法令等により価格の指定がある場合など現に価格競争が成立しない契約
Case 3	法令により履行可能な者が特定される物品又は業務に係る契約
Case 4	採用試験に係る発注など契約そのものを秘密にする必要がある契約
Case 5	コンペ、プロポーザル方式等の企画競争により契約相手方を特定した物品又は業務に係る契約
Case 6	特殊な技術、設備等を必要とし、特定の相手方と契約しなければ目的を達することができない工事に係る契約

Case 7	既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者（設置者）以外に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障を生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事に係る契約
Case 8	代替性のない特殊な技術、設備等を必要とするため、履行可能な者が特定される業務又は物件調達に係る契約
Case 9	文化財、芸術品その他代替できない物件を対象としているため、契約相手方が特定されている契約
Case10	特定の者が行う講演や、特定の場所、著作物等を契約の目的物としており、履行や納入が可能な契約の相手方が特定されている契約
Case11	リース期間満了後に、その期間を延長する業務上の必要があり、相当と認められる期間に限定して行う賃貸借契約の継続に係る契約
Case12	業務の履行に多数の相手方が必要である場合において、仕様上必要となる基準等が担保された相手方全てと一定の条件で行う契約
Case13	特定の地域における公益的目的を達成するため、町内会等の公共的団体等と行う契約
Case14	国又は他の地方公共団体と共同運営を行うため、契約の相手方が特定される契約
Case15	試験のため、工作又は製造させ、又は物件の調達を行う契約
Case16	外国で締結する契約
Case17	その他市場調査により契約相手方が特定される業務又は物件の調達に係る契約（要挙証資料）

※上記以外で本号を適用するか否かは、個別具体的に判断することとなります。

● 適用事例

- ① 国、地方公共団体、特別法により設立された法人、公益法人との契約
- ② 法令等により価格の指定がある場合等、現に価格競争が成立しない契約
例：切手、収入印紙及び新聞の購入
法律相談、嘱託登記、検診、要介護認定調査等
- ③ 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合又は代替性のない特殊な技術、手法等を用いる必要がある場合
例：著作権を有する者に対する印刷物の発注、特定の者が行う講演等の開催
土地の購入及び会場の借用（契約の対象となる場所が特定される場合）等
- ④ 特定のメーカーの技術等を前提とする機器・設備等について、その設置者等と契約しなければ、責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがある場合
例：既存設備の修繕、運用保守管理等
- ⑤ 契約行為そのものを秘密にする必要がある場合
例：採用試験問題の発注等
- ⑥ プロポーザル方式やコンペ方式により契約の相手方を特定した契約
（プロポーザル方式については、別に定める手引き等を確認すること。）
- ⑦ 市が定めた契約単価により業務実施可能な者全てと契約する場合
例：除雪業務、訪問給食サービス業務
- ⑧ 国又は他の地方公共団体と共同で運営するため、契約の相手方が特定される場合
- ⑨ 市の施策や特定の公益的目的達成に必要な業務であり、公共的団体等と契約する場合
例：当該地区の町内会に対する河川浄化作業業務委託
※ 公共的団体等とは
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。（行政実例 昭24.1.13、昭34.12.16）
（業務履行可能な業者が公共的団体以外にも存在する場合には、当然、本号の適用は不可。）
- ⑩ 新聞、雑誌、公共交通機関等への広告掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託する場合
（複数の候補者から特定業者を選定する場合、その経過を説明すること。）
- ⑪ リース期間満了後に、その期間を延長することについて業務上の必要があり、相当と認められる期間に限って行う契約（再リース）
※ 再リースの場合、長期継続契約は不可。
- ⑫ 農場、工場、学校、試験所等の生産にかかる物品を売払う場合
- ⑬ 外国で契約を締結する場合
- ⑭ 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売払い又は貸付ける場合

(3) 障がい者支援施設等又はシルバー人材センターとの契約（施行令第167条の2第1項第3号）→「特定随意契約」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

本号は、障がい者、高齢者等の施策推進の観点から、以下の契約について1者から見積書を徴取することによる随意契約が認められるものです。

- ① 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約
- ② 障がい者支援施設等からの役務の提供を受ける契約
- ③ シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する福祉団体等から役務の提供を受ける契約

● 留意点

- ① 本号を適用して随意契約を行う場合は、財務規則第134条の2第2項及び「会津若松市における特定随意契約の公表に関する要綱」の規定に基づき、年度毎に発注見通し及び契約締結状況等を公表しなければなりません。
- ② 予定価格が少額（予定価格10万円未満（修繕に係る契約にあつては予定価格20万円未満））の案件について、障がい者支援施設等と契約する場合、適用号は本号ではなく、第1号となります。

(4) 新規事業開拓者からの買入れ等（施行令第167条の2第1項第4号）
「特定随意契約」

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

本号は、地方公共団体の規則で定める手続により、物品の購入若しくは賃貸借又は役務の提供を受ける契約をする場合に、随意契約により行うことが認められているものです。

地方自治法施行規則第12条の3により認定を受けた事業者は、他に類のないものを生産、加工又は役務の提供において、その生産物等には新規性があり、他の者による同類の生産物若しくは役務よりも優れた機能性があることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものと考えられています。

● 留意点

- ① 本号には、工事請負契約は該当しません。
- ② 令和4年2月時点において、本市では本号に係る認定事例はありません。今後、認定を受けた内容について契約を行う場合には、第3号と同様の手続が必要です。

(5) 緊急執行（施行令第167条の2第1項第5号）

緊急の必要により競争に付することができないとき。

本号の「緊急の必要」とは、時間的余裕がなく、通常の入札手続を行った場合、時期を失し、あるいは契約の目的を達することができない場合に該当します。

● 留意点

- ① 緊急の必要により競争に付する時間的余裕がないとき以外は、適用できません。
(事務手続の遅滞は、理由になりません。)
- ② 明快であるだけに濫用は許されません。
- ③ 市民への影響を考慮して判断する必要がある、設備等の故障があった場合、直ちに随意契約ができるものではありません。

● 想定される類型

本号の適用が想定される事例を次に示します。

Case 1	道路、堤防等での災害発生に伴い、緊急に施工しなければならない応急工事又は当該工事に付随する業務
Case 2	電気、設備等の故障に伴い、緊急に施工しなければならない応急工事
Case 3	電気、設備、システム等の故障に伴い、即時対応が求められる応急業務
Case 4	水質汚濁その他の環境汚染により即時対応が求められる業務又は物件の調達
Case 5	感染症発生時の蔓延防止等のため、即時対応が求められる業務又は物品等の調達
Case 6	選挙事務等法令の規定に基づき緊急の必要により入札に付することができないとき。

※上記以外で本号を適用するか否かは、個別具体的に判断することとなります。

● 参考 『地方財務実務提要』より

- Q. 特殊施設の建設に当たり、設計から積算までのコンペをし、理想とする設計でしかも最低積算を提出した業者と、自治令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約を行うことはできるか。
- A. (略) コンペを実施する前から、同項第5号の緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するかどうかを考えるなど不適当といわざるを得ません。必要な時期に間に合うようにコンペの実施時期を定める他ないと考えます。

(6) 競争入札に付することが不利な契約（施行令第167条の2第1項第6号）

競争入札に付することが不利と認められるとき。

本号の「不利」の解釈は、価格面の有利・不利であるが、その業務の品質、履行期間及び安全性等も考慮して決定することが求められます。本号を適用する場合には、「入札とすることが何故不利となるか」、具体的に説明しなければなりません。

なお、国の場合は「競争に付することを不利と認めて随意契約にすることができる理由」について以下のように規定されています。

【予算決算及び会計令】

（指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議）

第102条の4 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

((1)～(3)略)

(4) 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。

イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること。

ロ 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもつて契約をすることができる見込みがあること。（⇒注：施行令においては、第167条の2第1項第7号に該当）

ハ 買入を必要とする物品が多量であつて、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあること。

ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

● 留意点

- ① 本号は、第2号と類似していますが、第2号はその者しか履行できない若しくは価格競争が成立しない（切手の購入等は売価が制限）場合であるのに対し、本号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない（より高い予定価格であれば、履行可能者が複数存在する）場合を指します。
- ② 「使いやすい」「他に納入実績がない」ことを理由として（本号を適用した）随意契約を行うことはできません。

● 参考：『地方財務実務提要』より

（6号の該当性・問い等省略）

例えば、その物品の使用条件、使用方法等に大きな違いがあり、一方の物品を購入して使用する方がはるかに事務が合理的に進められるというものであればともかく、**ただ単に使い勝手がいいということをもってして「競争入札に付することが不利と認められるとき」ということはできないもの**と考えるべきでしょう。

（中略）特定の業者以外にはその物品を納入した実績がないということから、その特定の業者と随意契約を締結できるかということですが、しかし、**納入の実績がないことを理由として競争入札から排除されるということはなく、したがって競争入札によると地方公共団体が不利になるということもなく、このことをもって随意契約とすることはできない**といえましょう。

● 想定例

- ① 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合
(津地裁平成13年8月23日判決)
- ② 買い入れを必要とする物品が多量であり、購入先を分けて買入れしなければ、価格が高騰する恐れがある場合
- ③ 早急に契約しなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならない場合

(7) 著しく有利な価格による契約（施行令第167条の2第1項第7号）

時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき。

本号の「時価に比して著しく有利な価格」については、明確な比率等の基準は示されていない。競争入札に付した場合より安価になるか否かも不確定であることから、本号の適用には、市場調査を行う等慎重な対応が求められます。

● 参考

- ① 「著しく有利な価格」というのを、例えば、二倍とか半額というように一律に決めることは困難であり、一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合より誰がみてもはるかに有利な価格で契約できるものと解され、個々に契約担当者が判断することになります。（『地方財務実務提要』より）
- ② 結局、「有利」というためには、通常取引において製造原価を下回った価格を目途とせざるを得ないものと思われます。（『地方財務実務提要』より）

● 想定例

購入を要する物件を多量に所有し、又は契約者の意図する工事につき使用する材料を当該工事の現場付近に多量に所有するため、他の者に比べて著しく低価で契約を締結することができる場合（『地方財務実務提要』より）

(8) 入札者又は落札者がいないとき（施行令第167条の2第1項第8号）

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

本号の対象は、いわゆる「不調」又は「不落」といわれる場合です。

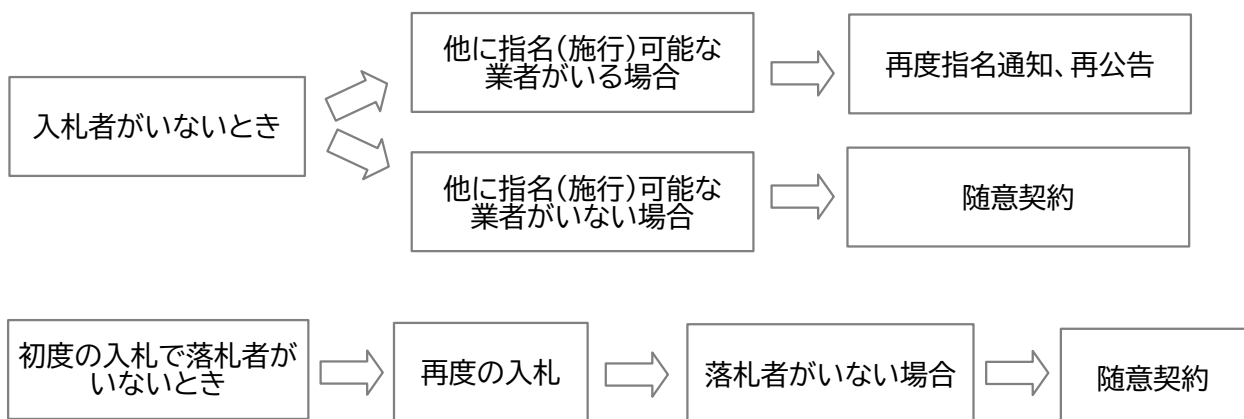
この号において、「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、制限付一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず入札者がいないとき、又は再度の入札に付したが全てのものが辞退した場合の事です。

また「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、本市の場合、開札の結果、応札された入札のうち、予定価格の制限の範囲内の入札がないとき、直ちにその場で再度（2回目）の入札を行い、再度（2回目）の入札を行っても落札者がいない場合を言います。

● 留意点

- ① 本号を適用する場合、**契約保証金及び履行期限を除くほか、最初に競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。**（施行令第167条の2第2項）。
- ② 再度の入札において落札者がいない場合でも、必ず随意契約で契約を締結しなければならないというものではなく、**日時を改めて再度公告入札を行っても差し支えない。**（『地方財務実務提要』より）
- ③ 本号を適用する場合においても、見積書の徴取は必要である。

● 参考 イメージ図



(9) 落札者が契約を締結しないとき（施行令第167条の2第1項第9号）

落札者が契約を締結しないとき。

本号は、競争入札により落札者になった者が契約を締結しない場合において、当該落札金額の範囲内で契約を締結する者があったときは、その者と契約を締結することができるものです。

● 留意事項

① 本号を適用する場合、あくまで**落札金額（予定価格ではない。第8号との相違に注意。）の範囲内**で行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初の競争入札に付すときに定めたその他条件を変更することはできません（施行令第167条の2第3項）。

② 当該落札者との本号による随意契約の締結は不適切です。

Q （略）契約を締結しない落札者を自治令第167条の2第1項第9号による随意契約の相手方とすることができるか。

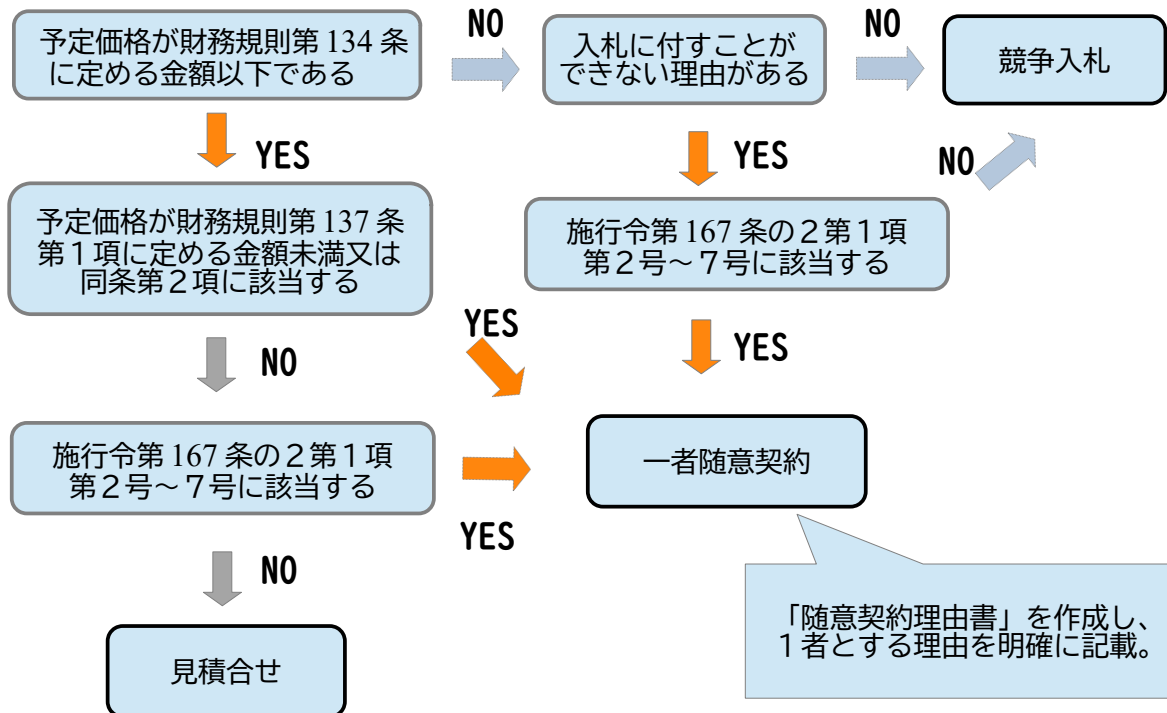
A （略）落札者が決定したにもかかわらず、当該落札者が契約を締結しないわけですから、当然に、自治令第167条の2第1項第9号に該当することになり、随意契約によることができることになります。ただし、同条第3項によりこの場合は、落札金額の範囲内で行い、かつ、履行期限以外については、当初入札に付したときの条件を変更できないとされています。

そして、さらに、本号の規定によって随意契約により契約を締結しようとする場合における相手方に、競争入札によって落札者となりながら契約を締結しなかった者を含むことができるかという問題がありますが、このようなことを許すことになると、落札者となった者は、履行期限の変更が期待できるので、競争入札による場合よりもいっそう有利な条件で契約を締結することができることとなり、実質的に契約の変更が容易となるばかりでなく、公正な競争の執行が阻害され、結果的には競争方式による契約の締結を無価値なものとするおそれがあることから、質問のように契約を締結しない落札者を自治令第167条の2第1項第9号による随意契約の相手方とすることはできないと解すべきでしょう。

（『地方財務実務提要』より）

5 随意契約の事務手順

(1) 契約方法選択のフロー図



(2) 見積合わせ

① 予算の積算及び計上（仕様の整理⇒設計・積算⇒予算計上）

見積条件を所属内で十分に検討し、仕様内容を整理した上で、設計・積算を行います。積算にあたって、事業者から参考見積書を徴取する場合は、「一般委託業務等に係る参考見積取扱要領」（令和3年1月27日決裁）に基づき、複数者より徴取してください。

↓

② 見積執行伺（仕様書作成⇒予定価格作成⇒指名業者の選定・通知⇒質問受付・回答）

執行前に、仕様内容について再度確認を行い、誤りのないようにすること。予算計上時に参考見積を徴取していた場合は、執行直前に再度徴取することが望ましい。入札参加資格登録業者の中から業者を選定し、見積通知書を送付します。

↓

③ 契約締結及び結果の公表（見積合わせ⇒契約締結⇒結果の公表）

見積提出期限の日時に見積合わせを行い、予定価格の範囲内であれば最低価格の見積者を決定者とします。決定後、入札及び契約に係る情報公表要領（平成20年5月30日決裁）に基づき見積結果を公表します。

(3) 一者随意契約

① 予算の積算及び計上（仕様の整理⇒設計・積算⇒予算計上）

見積条件を所属内で十分に検討し、内容を整理した上で、設計・積算を行います。仕様を検討する場合において、特定の業者のみ対応できるような仕様とするため、必要以上の性能や技能を求めることは、入札談合等関与行為に当たるおそれがあります。なお、一者随意契約の理由についても所属内で十分に整理・検討してください。

↓

② 見積執行伺（仕様書作成⇒予定価格作成⇒指名業者の選定・通知⇒質問受付・回答）
上記(2)②と同様です。

↓

③ 契約締結及び結果の公表

見積提出期限の日時に見積合わせを行い、予定価格の範囲内であれば決定。決定後、入札及び契約に係る情報公表要領（平成20年5月30日決裁）に基づき結果を公表します。

(4) 特定随意契約の場合（施行令167条の2第1項第3号及び第4号）

契約事務の流れは、(3)の一者随意契約と同様ですが、加えて、以下の手順が必要となります。

① 年度当初の発注見通し及び契約締結前の公表

あらかじめ、次年度の発注見通し、契約内容、契約相手方の決定方法及び選定基準等を公表します。

ア 契約検査課から庁内各課に対し、次年度の特定随意契約の発注見通し及び契約締結前の公表を照会します。

↓

イ 各課において、対象者名簿を確認の上、特定随意契約発注見通し及び契約締結前公表事項一覧（第1号様式）について入力し、契約検査課へ提出します。

↓

ウ 契約検査課において全庁分を取りまとめ、市ウェブサイトへの掲載及び窓口での閲覧により公表します。

↓

※ 発注見通し及び契約締結前の公表の内容に変更が生じた場合には、変更後の一覧を作成し、再度契約検査課へ提出してください。

↓

② 契約締結後の公表

契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由、契約締結日及び契約額等についてにおいて公表します。

・担当課は、特定随意契約の契約締結状況一覧（第2号様式）を作成し、契約検査課に提出。

↓

・契約検査課は、提出を受け、市ウェブサイトへの掲載及び窓口での閲覧により公表。

6 随意契約における留意点（まとめ）

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを認識のうえ、随意契約を行おうとする際には、次の点に十分留意してください。

(1) 基本的事項

次の4点について、所属において認識を共有してください。

- ① 随意契約の理由として、「業務に精通」「納入実績」「使い勝手が良い」は不適切であること。
- ② 品質及び機能が同等の目的物が存在するのにもかかわらず、安易な銘柄指定によって随意契約を行ってはならないこと。
- ③ 競争入札を回避することを目的に、分割発注による予定価格の引き下げを行い、随意契約を適用させてはならないこと。
- ④ 施行令第167条の2第1項各号に該当しないことが明らかであるような不適切な随意契約を行った場合、契約担当職員はその責任を問われることになること。

(2) 根拠法令の明確化

施行令第167条の2第1項のいずれに該当するのか明確化するとともに、以下の点について、所属において検討してください。

- ① 「特別な技術・機器・設備」を理由とする場合、当該1者しか履行できない状況を具体的に説明すること。
- ② 履行可能な地元業者が1者しかいない場合にあっても、市外の登録業者に履行可能な者が存在しないか、調査を行うこと。
- ③ 複数年にわたって同一業者と契約している場合、法令や状況変化で競争性が生じていないかについて、調査や確認を行うこと。
- ④ 内容（仕様）の変更や工夫（業務の統合等）が可能である場合には、それによって競争入札ができる余地はないか確認すること。

(3) 契約相手方の選定

随意契約の場合においても、入札等の場合と同様、以下の点に留意してください。

- ① 本市入札参加登録業者のうち、市内業者、準市内業者の順に相手方を選定し、地元業者優先発注に努めること。
- ② 本市入札参加資格登録業者に履行可能な者がいない場合には、入札参加資格登録の無い業者との契約が可能であること。
- ③ 一括再委託や主体業務の第三者への再委託は認められないこと。

【参考１】随意契約理由書作成のポイント

- ① 一者随意契約とする場合に、どのように検証（確認）を行い、どのような理由で一者しかいないと判断をしたのか。またそれらは対外的に説明することができるか。
- ② 複数年にわたり同一業者と契約している場合、状況の変化により競争性が生じていないかを確認する。
- ③ 随意契約理由が法令の規定に合致しているか確認する。
 下表の随意契約理由に係る不適切な事例を参考としてください。

● 随意契約理由に係る不適切な事例

No.	項目	不適切な点又は 更なる検討が必要な点	補足
1	全般 (理由書漏れ)	随意契約理由書の添付漏れ（1号随意契約適用の場合を除く。）。	一者随意契約できる理由を理由書に整理しなければならない。
2	全般 (根拠記載漏れ)	自治法施行令第167条の2第1項中、該当する号の記載漏れ	随意契約の根拠となる自治法施行令の該当号は、理由書に必ず記載のこと
3	1号随意契約 (随意契約理由)	「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第2号の規定に該当するため、随意契約に付すもの。」	複数を根拠としないこと。1号と他号が重複する場合は、1号を優先。
4	2号随意契約 (根拠号選択誤り)	5号（緊急執行）及び6号（競争入札が不利）に該当する場合であっても「2号」と記載	2号に該当するのは、履行者の唯一性がある場合。該当号を十分に検討すること。
5	2号随意契約 (随意契約理由)	2号随意契約に係る随意契約理由書において、契約相手方が特定される理由（唯一性）の説明が具体的でない。	不適切例 「△△（物品名）は、当該相手方で製造販売されているため」。
6	2号随意契約 (随意契約理由)	「建物の構造等を熟知しており、適正な業務執行が行える」としているが、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可であることが説明できていない。	「対象に熟知している」は、随意契約の理由たり得ない。

7	2号随意契約 (調査不十分)	入札参加資格登録業者のうち地元業者のみを対象として調査により、履行可能な業者が1者としている。調査が不十分	「地元業者優先発注」＝ 「地元業者にのみ発注」 ではない。
8	5号随意契約 (随意契約理由)	機器等の故障を理由とする随意契約では、緊急対応しない場合における市民や利用者への支障について記載しなければならない。	
9	6号随意契約 (随意契約理由)	第6号の「競争入札が不利」は、単に相手方の過去の履行実績や経験をもって、適用することはできない。 適用例としては、現に契約履行中の業務等に直接関連する追加業務等について、現契約者以外の者に履行させることが不利と認められる場合が挙げられる。	不適切例 ●●（業者名）は、過去の履行状況が良好なうえ、長年の経験と実績があり、競争入札に付することが不利であることから、当該業者と契約するものである。
10	7号随意契約 (随意契約理由)	第7号の「著しく有利な価格」という根拠は、相手方の申し入れをそのまま受け入れるのではなく、市場価格又は製造原価を調査したうえで、当該価格より○割程度安価である等を具体的に示さなければならない。	不適切例 ●●（業者名）より、□□を安価な価格で納入できるとの申出があり、定価よりも○割程度安いため、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定に基づき、随意契約に付すもの。

【参考2】：国における随意契約関連規定（会計法・予算決算及び会計令）

国における随意契約の規定は、以下のとおりである。

【会計法】

第29条の3 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。
- 3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。
- 4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
- 5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

【予算決算及び会計令】

(随意契約によることができる場合)

第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- (2) 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (3) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (4) 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (5) 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
- (6) 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (7) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。
- (8) 運送又は保管をさせるとき。
- (9) 沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- (10) 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- (11) 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- (12) 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り

払い又は有償で貸し付けるとき。

- (13) 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- (14) 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- (15) 外国で契約をするとき。
- (16) 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- (16)の2 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- (17) 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- (18) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- (19) 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- (20) 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- (21) 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。
- (22) 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。
- (23) 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
- (24) 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。
- (25) 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

第99条の2 契約担当官等は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約にすることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第99条の3 契約担当官等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約にすることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議)

第102条の4 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(中略)

(4) 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。

イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること。

ロ 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもつて契約をすることができる見込みがあること。

ハ 買入を必要とする物品が多量であつて、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあること。

ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

(以下略)